

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|-------------------|
| 7 | 固定資産税・都市計画税に関する事務 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

人吉市は、固定資産税・都市計画税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

システムの運用・保守を外部業者に委託しているが、情報の不正な利用等への対策として、外部業者との間に締結した委託契約の中に、個人情報の保護及び取扱いに関する条項を含めている。

評価実施機関名

熊本県人吉市長

公表日

平成28年10月27日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--------------------------|--|
| ①事務の名称 | 固定資産税・都市計画税に関する事務 |
| ②事務の概要 | <p>【概要】 地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づき、固定資産税及び都市計画税に関する事務を行う。</p> <p>【内容】 地方税法その他の地方税に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 固定資産の評価 <ul style="list-style-type: none"> 固定資産を評価し、評価調書を作成する。 原則として3年ごとの基準年度において、固定資産評価基準に基づき土地及び家屋の価格を見直す。 固定資産の価格の決定 <ul style="list-style-type: none"> 評価調書に基づき、固定資産の価格を決定する。 固定資産の価格等の登録 <ul style="list-style-type: none"> 固定資産の価格等を決定後、固定資産課税台帳に固定資産の価格等を登録する。 <ol style="list-style-type: none"> 土地台帳 <ul style="list-style-type: none"> ア. 法務局からの登記済通知書等により、土地の異動を把握する。 イ. 実地調査により土地の現況を把握する。 家屋台帳 <ul style="list-style-type: none"> ア. 法務局からの登記済通知書等により、家屋の異動を把握する。 イ. 実地調査により家屋の現況を把握する。 償却資産台帳 <ul style="list-style-type: none"> ア. 前年度の償却資産台帳に登録されている者及び新たに償却資産を取得した者に申告書等を送付する。 イ. 提出された申告書を受け付け、償却資産台帳へ必要事項を登録する。 納税義務者の変更 <ul style="list-style-type: none"> ア. 法務局からの登記済通知書や相続人からの申し出等により、納税義務者の変更を把握する。 賦課の決定(変更) <ul style="list-style-type: none"> 固定資産税及び都市計画税の税額を決定(変更)の上、納税義務者(賦課対象者)へ納税通知書を送付する。 土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧 固定資産課税台帳の閲覧 固定資産概要調書等の統計資料及び調査資料を作成 証明書発行 収納管理システムにより収納状況を照会 |
| ③システムの名称 | Acrocity、eLTAX、家屋評価システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 固定資産税・都市計画税情報ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | ①番号法第9条第1項 別表第一の16の項 ②番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施する] <div style="float: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div> |
| ②法令上の根拠 | <p>【情報提供の根拠】 なし (固定資産税に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。)</p> <p>【情報照会の根拠】 ①番号法第19条第7号 別表第二の27の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条</p> |

| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
|--------------------------|--|
| ①部署 | 人吉市役所 市民部 税務課 |
| ②所属長 | 税務課長 志岐 晃 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | <p>人吉市役所 市民部 税務課 諸税係 868-0072 熊本県人吉市西間下町118番地1 電話0966-22-2111(代表)</p> <p>人吉市役所 総務部 総務課 法制係 868-8601 熊本県人吉市下城本町1578番地1 電話0966-22-2111(代表)</p> |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | <p>人吉市役所 市民部 税務課 諸税係 868-0072 熊本県人吉市西間下町118番地1 電話0966-22-2111(代表)</p> |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | |
|--|---|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | <p>[1万人以上10万人未満]</p> <p><選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p> |
| いつ時点の計数か | 平成28年9月30日 時点 |
| 2. 取扱者数 | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | <p>[500人未満]</p> <p><選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満</p> |
| いつ時点の計数か | 平成28年9月30日 時点 |
| 3. 重大事故 | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | <p>[発生なし]</p> <p><選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし</p> |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-------------|---|--|--|------|-----------|
| 平成28年10月27日 | I 関連情報:1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務:②事務の概要 | 3. 固定資産の価格等の登録 ・固定資産の価格等を決定後、固定資産課税台帳に固定資産の価格等を登録する。 1) 土地課税台帳 | 3. 固定資産の価格等の登録 ・固定資産の価格等を決定後、固定資産課税台帳に固定資産の価格等を登録する。 1) 土地台帳 | 事後 | |
| 平成28年10月27日 | I 関連情報:1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務:③システムの名称 | Acrocity、eLTAX、家屋評価システム | Acrocity、eLTAX、家屋評価システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー | 事後 | |
| 平成28年10月27日 | I 関連情報:4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携:②法令上の根拠 | ①番号法第19条第7号 別表第二の27の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条 | 【情報提供の根拠】 なし (固定資産税に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。) 【情報照会の根拠】 ①番号法第19条第7号 別表第二の27の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条 | 事後 | |
| 平成28年10月27日 | I 関連情報:5. 評価実施機関における担当部署:②所属長 | 税務課長 岳尾 智光 | 税務課長 志岐 晃 | 事後 | |
| 平成28年10月27日 | I 関連情報:7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求:請求先 | 人吉市役所 市民部 税務課 諸税係 868-8601 熊本県人吉市麓町16番地 電話0966-22-2111(代表) 人吉市役所 総務部 総務課 法制係 868-8601 熊本県人吉市麓町16番地 電話0966-22-2111(代表) | 人吉市役所 市民部 税務課 諸税係 868-0072 熊本県人吉市西間下町118番地1 電話0966-22-2111(代表) 人吉市役所 総務部 総務課 法制係 868-8601 熊本県人吉市下城本町1578番地1 電話0966-22-2111(代表) | 事後 | |
| 平成28年10月27日 | I 関連情報:8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ:連絡先 | 人吉市役所 市民部 税務課 諸税係 868-8601 熊本県人吉市麓町16番地 電話0966-22-2111(代表) | 人吉市役所 市民部 税務課 諸税係 868-0072 熊本県人吉市西間下町118番地1 電話0966-22-2111(代表) | 事後 | |
| 平成28年10月27日 | II しきい値判断項目:1. 対象人数:いつの時点の計数か | 平成27年8月31日 時点 | 平成28年9月30日 時点 | 事後 | |
| 平成28年10月27日 | II しきい値判断項目:2. 取扱者数:いつの時点の計数か | 平成27年8月31日 時点 | 平成28年9月30日 時点 | 事後 | |
| | | | | | |